

船舶事故等調査報告書

平成23年1月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010横第41号	
事故等種類	漁具損傷	
発生日時	平成22年1月31日 22時40分ごろ	
発生場所	千葉県銚子市犬吠埼南東方沖 犬吠埼灯台から真方位132° 19海里付近（概位 北緯35° 30.0′ 東経141° 09.0′）	
事故等調査の経過	平成22年3月16日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等</p> <p>A 漁船 第七大濱丸^{おおはま}、80トン 128892、個人所有</p> <p>B 漁船 第十八開運丸^{かいうん}、80トン 137226、有限会社阿波屋漁業</p>	
乗組員等に関する情報	<p>A 船長A、五級海技士（航海）</p> <p>B 船長B、五級海技士（航海）</p>	
死傷者等	<p>A なし</p> <p>B なし</p>	
損傷	<p>A なし</p> <p>B 漁網切断</p>	
事故等の経過	A船は、船長Aほか21人が乗り組み、犬吠埼南東方沖において、魚群探索しながらB船船尾方の近くを微速力で西進中、B船は、船長Bほか24人が乗り組み、まき網漁業船団の網船として操業中、平成22年1月31日22時40分ごろ、A船がB船の巻き網を切断した。	
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風向 西北西、風力 4、視界 良好</p> <p>海象：波浪が少しあった、潮流 約0.1ノットの北東流</p>	
その他の事項	B船は、まき網を展開したばかりであった。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>あり</p> <p>不明</p> <p>A船は、犬吠埼南東方沖において、魚群探索しながら西進中、漁ろうに従事中のB船船尾方に接近して通過したため、B船の巻き網の上を航行して同網を切断した可能性があると考えられる。</p> <p>B船は、船尾方の近くを通過する態勢のA船に対し、注意喚起を行っていれば、本事故の発生を回避できた可能性があると考えられる。</p>
原因	本事故は、夜間、犬吠埼南東方沖において、A船が魚群探索しながら西進中、B船が漁ろうに従事中、A船が、B船の船尾方に接近して通過したため、B船の巻き網の上を航行して同網を切断したことにより発生した可能性があると考えられる。	